

居宅介護支援事業者の指定等について

居宅介護支援事業者については、介護保険法第46条第1項及び第58条第1項において市町村が指定すると規定されております。

下記事業所については、運営法人の吸収合併に伴い、指定申請があり、指定したものです。

〔新規〕

	事業所名	所在地	運営法人	サービスの種類	更新年月日	備考
1	ケアプラン 津田沼	習志野市 藤崎 4-10-8	SOU シニアケア 株式会社	居宅介護 支援	令和5年 4月1日	法人吸収合併による

下記事業所については、運営法人の吸収合併に伴い、廃止の届出があり、廃止したものです。

〔廃止〕

	事業所名	所在地	運営法人	サービスの種類	廃止年月日	備考
1	ケアプラン 津田沼	習志野市 藤崎 4-10-8	株式会社 ヘルスケア ナラシノ	居宅介護 支援	令和5年 3月31日	法人吸収合併による